

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの

### 2 計画の性格・役割

- 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画
- 母子保健計画策定指針に基づく計画
- 【新】子ども基本法に基づく都道府県子ども計画

### 3 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

## 第2章 計画策定の背景

### 1 少子化の進行

少子化の進行（出生数の低下）

（要因）未婚率の上昇

- 若い世代、特に女性の人口の減少
- 夫婦が希望する子どもの数をもてていない

（背景）将来への社会的・経済的不安

- 子育ての経済的負担感
- 女性の家事・育児負担
- 結婚や出産に対する意識の変化
- 出会いの機会の減少

### 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

（家庭と地域社会の状況）

- 家族形態の変化 核家族化の進行
- 地域コミュニティの衰退

（仕事と子育ての状況）

- 働き方改革の推進（長時間労働の是正）
- 仕事と子育ての両立の難しさ
- 非正規就業者の増
- フルタイムの妻の就業の中断
- 女性への家事・育児負担の偏り

（子どもの状況）

- 児童虐待 いじめ・不登校
- ひとり親 外国人 ヤングケアラー

## 第3章 計画の目標と基本方針

### 計画の目標

若い男女の視点に立ち、多様な価値観・考え方を前提として、希望する人が結婚・出産・子育ての将来展望を描ける環境をつくる。

希望するキャリアを諦めることなく、仕事と家庭を両立させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できる環境をつくる。

全ての子ども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を推進する。

### 基本方針

- I 雇用環境の整備
- II 次世代を担う若者への支援
- III 「子どもまんなか社会」の実現に向けた気運の醸成
- IV 経済的負担の軽減
- V 家庭・地域における子育て支援
- VI 子どもの健やかな成長の支援

## 第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

### 1 重点的に取り組む事項

- I 【新】若い世代から選ばれる雇用環境の整備
- II 【新】若者・女性の転入・定着の促進
- III 【新】ライフプランを考える機会の充実
- IV 【拡】出会い・結婚の希望を叶える支援
- V 【拡】子ども・若者・子育てを社会全体で支え合う気運の醸成
- VI 【拡】経済的負担の軽減
- VII 【拡】子ども・若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援
- VIII 【新】様々な困難を抱える子ども・若者への支援や居場所づくりの推進

### 3 目標指標

施策の達成状況を図る  
目標指標を設定

### 2 具体的施策の展開

#### I 雇用環境の整備

- 1 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり
- 2 共働き・共育での推進
- 3 就業支援

#### II 次世代を担う若者への支援

- 1 若者・女性の転入・定着促進
- 2 ライフプラン教育の推進
- 3 出会い・結婚を希望する若者への支援

#### III 「子どもまんなか社会」の実現に向けた気運の醸成

- 1 子ども・若者の成長と子育てを支援する気運の醸成

#### IV 経済的負担の軽減

- 1 子育て当事者への支援

#### V 家庭・地域における子育て支援

- 1 子どもの誕生前から幼児期までの切れ目のない支援
- 2 地域社会で支え合う子育て支援の促進
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備

#### VI 子どもの健やかな成長の支援

- 1 子ども・若者が権利の主体であることの理解促進
- 2 学童期・思春期における子どもの健全な育成支援
- 3 様々な困難を抱える子どもへの支援
- 4 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくり
- 5 子どもの生きる力を育成する教育の推進

## 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

## 第6章 計画の推進

- 1 各主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望
- 3 計画の推進体制と進行管理